

指定ごみ袋が購入できない時のごみの出し方について (特例措置の実施期間延長)

中東情勢の影響を受け、全国的に石油製品の調達が不安定な状況が続いています。
登米市においても、ごみ袋の印刷用インクなどの原料不足により、安定した供給が困難となっているため、指定ごみ袋が購入できない場合の特例措置の実施期間を以下のとおり延長します。

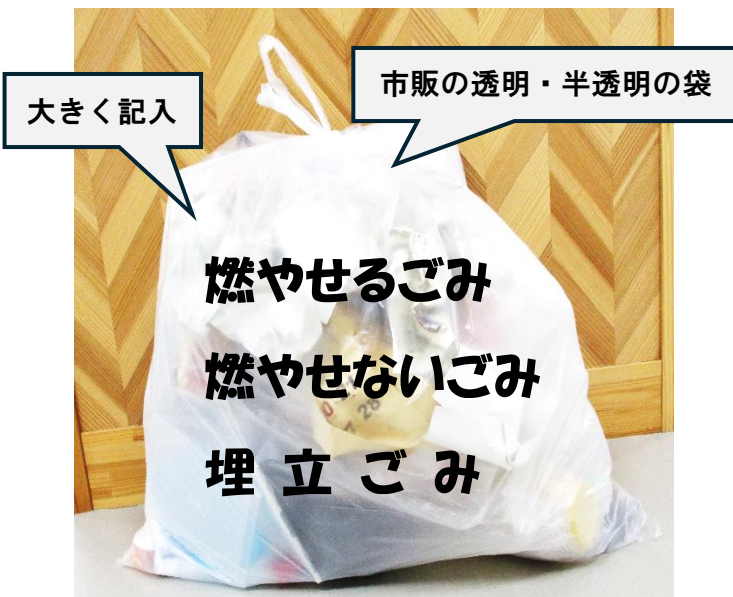
指定ごみ袋を購入できない場合は、市販の袋で家庭ごみを出すことができます。

<実施期間> **令和8年6月1日(月) 収集分から当面の間**

※特例措置を終了する場合には、改めてお知らせいたします。

<使用できる袋> 市販の透明・半透明の袋(20リットル~45リットルサイズ)
※レジ袋、黒袋、肥料袋、紙袋は使用できません。

<排出方法> ○袋に「燃やせるごみ」・「燃やせないごみ」・「埋立ごみ」のいずれかを大きく書いて、集積所に出してください。
○袋は、取手あり、取手なしのどちらでも構いません。
○中身が出ないように袋口を縛ってください。



○ 収集します



× 収集しません

「リサイクルによるごみの再資源化、減量化にご協力ください」

【問い合わせ】登米市 市民生活部 環境事業所 クリーンセンター TEL: 0225-76-0102